

申告書の提出に必要なもの

- ☐ 市民税・府民税申告書
- ☐ マイナンバーカード
- ☐ マイナンバーカードをお持ちでない方については、以下の2点が必要となります

☐ 通知カード（※）又は個人番号記載の住民票などの番号確認ができる書類

※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます

☐ 運転免許証・パスポート・健康保険証などの身元確認ができる書類

☐ ①所得金額のわかるもの

給与（パート・アルバイト含む）・賃金・賞与等の収入がある方

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

東大阪市荒北北1-1-1

東大阪 太郎

200,000

☐ 源泉徴収票（又は給与明細書）

・日雇い等で源泉徴収票がない方については申告書裏面（⑧源泉徴収票のない方）もご記入ください

公的年金等（厚生年金・国民年金・企業年金など）の収入がある方

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

東大阪市荒北北1-1-1

東大阪 太郎

34 10 27

1 500 000

☐ 源泉徴収票

・遺族年金・障害年金は非課税所得ですので申告書裏面（⑩前年中、所得がなかった方などの記入欄）にご記入ください

☐ ②所得から差し引かれる金額のわかるもの

その他の収入がある方

・業務雑

…シルバー人材センター、原稿料、講演料などの収入

・その他雑

…個人年金などの収入

・営業等

…卸売業、小売業、製造業、飲食業、外交員などから生じる収入

・農業

…農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生じる収入

・不動産

…貸家、貸駐車場、貸地などによる収入

・利子

…公社債及び預貯金の利子などによる収入。所得税において源泉分離課税分については、原則、申告できません

・配当

…法人から受け取る利益の配当、剰余金の分配などの収入。なお、特定配当（市民税・府民税5％源泉分）は、申告の必要はありませんが、申告する場合は、税務署で確定申告してください。

・総合課税の譲渡

…車両、船舶、機械などの資産の譲渡による収入

・一時

…生命保険の満期払戻金、賞金、懸賞当選金などの収入

☐ 収入、経費が明らかになる書類（例：売上台帳、収支内訳書、決算書など）

☐ ③④本人該当、配偶者・扶養親族がいる方

以下の項目は前年の12月31日時点が判定の基準日となります

障害者控除

●特別障害

…本人、同一生計配偶者又は扶養親族が身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの方など

控除額＝30万円

●その他障害

…本人、同一生計配偶者又は扶養親族が身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳Bの方など

控除額＝26万円

●同居特別障害…同居の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害に該当する方

控除額＝53万円

☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など

寡婦・ひとり親控除

●寡婦

…次のいずれかに該当する方

・夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方

・夫と死別した後婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方

控除額＝26万円

●ひとり親…事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方のうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下の方（子は総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます）

控除額＝30万円

勤労学生控除

学生で前年中の合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の方

控除額＝26万円

☐ 学生証、卒業証書等

配偶者・扶養控除・配偶者特別控除

生計を一にする配偶者及びその他の親族のうち、前年中の合計所得金額が48万円以下の方を扶養している方

控除額

一般配偶者

昭和30年1月2日生～

4ページ参照

老人配偶者

～昭和30年1月1日生

4ページ参照

一般扶養

昭和30年1月2日生～平成14年1月1日生

平成18年1月2日生～平成21年1月1日生

33万円

特定扶養

平成14年1月2日生～平成18年1月1日生

45万円

老人扶養

～昭和30年1月1日生

38万円

同居老親等扶養

～昭和30年1月1日生

45万円

年少扶養

平成21年1月2日生～

0円

配偶者特別控除

生計を一にする配偶者のうち、前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の方

4ページ参照

☐ 被扶養者が海外居住者の場合、親族関係のわかる書類、前年中送金したことがわかる書類

※被扶養者が30歳以上70歳未満の方については、38万円以上送金していることがわかる書類や留学ビザ等書類の写しなどが必要な場合があります。

☐ 寄附金の受領書

※市民税・府民税申告書を提出するとワンストップ特例が適用できなくなり、税務署で確定申告が必要になる場合があります。

☐ その他収入や控除に関する証明書等

《よくある質問（Q＆A）》

Q1：郵送で提出した市民税・府民税申告書に、記入内容の誤りがあった場合はどうなりますか？

A1：万が一、記入内容等に誤りがあった場合は、添付していただいている資料に基づいて職員が訂正させていただきます。ただし、扶養親族については添付資料だけでは確認が不十分な場合もあるため、必ず申告書（④配偶者・扶養親族欄）に扶養している親族のお名前等を記入してください。記入がない場合は、扶養控除が不適用になる場合もあります。

Q2：配偶者の年金から天引き（特別徴収）されている保険料を私の控除に追加することはできますか？

A2：生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引き（特別徴収）されている国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。
なお、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

Q3：どのような対象者に申告書を送っていますか？

A3：前年度（令和6年度）市民税・府民税申告書を提出している方などに対して送付しております。申告する必要があるかについては1ページをご確認ください。

Q4：給与収入があり、他の所得がない人は申告する必要がないと聞きましたが、申告した方がいいのでしょうか？

A4：給与支払者は地方税法第317条の6の規定により、給与の支払を受けたすべての従業員（給与の支払額が30万円以下である退職者等を除く）について給与支払報告書を市区町村へ提出することが定められております。そのため、給与収入のみの方については申告しなくてもよいこととされていますが、控除の追加等がある場合は申告が必要です。また、給与支払報告書が提出されない場合、申告書の提出をお願いすることがあります。

・給与と所得金額の計算方法

給与等の収入金額	給与と所得の計算式
55万1千円未満	0円
55万1千円以上 161万9千円未満	収入金額－55万円
161万9千円以上 162万円未満	106万9千円
162万円以上 162万2千円未満	107万円
162万2千円以上 162万4千円未満	107万2千円
162万4千円以上 162万8千円未満	107万4千円
162万8千円以上 180万円未満	<算出金額：A> A×60％＋10万円
180万円以上 360万円未満	収入金額÷4000（小数点以下切捨て）×4000 A×70％－8万円
360万円以上 660万円未満	収入金額÷4000 A×80％－44万円
660万円以上 850万円未満	収入金額×90％－110万円
850万円以上	収入金額－195万円

・所得金額調整控除

（1）給与収入が850万円を超え、下記①～③のいずれかに該当する方の所得金額を計算する場合は次の控除額を給与と所得金額から控除します

①本人が特別障害者に該当する

②年齢23歳未満の扶養親族を有する

③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

控除額

（給与収入金額－850万円）×10％（限度額15万円）

（2）給与収入と年金収入があり、それらの所得の合計が10万円を超える場合は次の控除額を給与と所得金額から控除します

控除額

給与と所得（上限10万円）＋公的年金に係る雑所得（上限10万円）－10万円

（1）（2）の両方に該当する場合は、（1）の控除後に（2）の金額を給与と所得金額から控除します

・公的年金等所得金額（雑所得）の計算方法（1円未満切捨て）

受給者の年齢	公的年金等の収入金額等の合計（A）	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円超 2,000万円以下の場合	2,000万円超の場合
		公的年金等にかかる雑所得の金額		
65歳以上（昭和35年1月1日以前生）	330万円以下	A－110万円	A－100万円	A－90万円
	330万円超 410万円以下	A×75％－27万5千円	A×75％－17万5千円	A×75％－7万5千円
	410万円超 770万円以下	A×85％－68万5千円	A×85％－58万5千円	A×85％－48万5千円
	770万円超 1,000万円以下	A×95％－145万5千円	A×95％－135万5千円	A×95％－125万5千円
1,000万円超	A－195万5千円	A－185万5千円	A－175万5千円	
65歳未満（昭和35年1月2日以後生）	130万円以下	A－60万円	A－50万円	A－40万円
	130万円超 410万円以下	A×75％－27万5千円	A×75％－17万5千円	A×75％－7万5千円
	410万円超 770万円以下	A×85％－68万5千円	A×85％－58万5千円	A×85％－48万5千円
	770万円超 1,000万円以下	A×95％－145万5千円	A×95％－135万5千円	A×95％－125万5千円
1,000万円超	A－195万5千円	A－185万5千円	A－175万5千円	

・生命保険料控除（1円未満切上げ）

※新契約と旧契約の両方がある場合は、それぞれの方法で算出した金額の合計額（限度額2万8千円）

新契約の生命保険料	支払保険料	控除額
	1万2千円以下	支払額の全額
1万2千円超 3万2千円以下	支払額×1/2＋6千円	
3万2千円超 5万6千円以下	支払額×1/4＋1万4千円	
5万6千円超	2万8千円（限度額）	

・地震保険料控除（1円未満切上げ）

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれの方法で算出した金額の合計額（限度額2万5千円）

地震保険料	支払保険料	控除額
	5万円以下	支払額×1/2
5万円超	2万5千円（限度額）	

・基礎控除

令和3年度以後、合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除の金額が段階的に減少します。

合計所得金額		控除額
2,400万円以下		43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

・配偶者控除及び配偶者特別控除

単位：万円

配偶者の合計所得金額											
上段：所得額	配偶者の合計所得金額										
	48以下	95以下	100以下	105以下	110以下	115以下	120以下	125以下	130以下	133以下	133超
下段：（給与収入額）	（103）以下	（150）以下	（155）以下	（160）以下	（166）以下	（175）以下	（183）以下	（190）以下	（197）以下	（201）以下	（201）超
本人の合計所得金額	配偶者特別控除額										
	900以下	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3
	（1,095）以下	（老配:38）									
	950以下	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2
	（1,145）以下	（老配:26）									
	1,000以下	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1
（1,195）以下	（老配:13）										
1,000超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（1,195）超	0										

－2－

－3－

－4－